

告示第 116号  
令和7年10月6日

白川村技術伝承館（田島家養蚕展示館）の指定管理者  
の指定取消について

白川村公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成18年1月18日付条例第1号）第10条第1項3号の規定により、下記施設の指定管理者の指定を取り消しました。

記

1. 公の施設

白川村技術伝承館（田島家養蚕展示館）  
白川村大字荻町字中屋2643番地の2

2. 指定管理者の名称・代表者名

白川郷養蚕研究所 会長 三島敏樹  
白川村大字荻町90

3. 指定取消日

令和7年9月29日（月）

4. 指定取消理由

指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当ではないと判断したため

以上